

一人親方の労災保険料等の 年12回分割納入制度始めました

平成26年度から、労災保険料等の年12回分割納入の取り扱いを開始しました。

1. 分割納入の条件

- (1) ご指定の金融機関の口座より毎月自動引落をいたします。
金融機関への手続は当組合で実施いたします。
- (2) 年960円の分割納付手数料をご負担いただきます。

2. 分割納入のメリット

- (1) 口座振替となるため振込手続の煩わしさから解消され、振込手数料がかかりません。
(他の金融機関への振込手数料(例)648円)
- (2) 労災保険料等を12回分割で納入することで、資金繰り等の負担が軽減されます。
- (3) ご希望に応じていつでも口座振替の停止（または特別加入脱退）ができます。

3. その他ご注意事項

- (1) 労災保険料は毎年1月までに1年間の保険料を国に納付する必要があります。このため、2月から翌年1月の12カ月間で、毎月労災保険料、協会費、委託手数料の12分の1の金額を、毎月口座引落させていただきます。
なお、本年のみは金融機関への口座振替依頼手続に時間が必要なため、始める月に数カ月分を一括して口座引落をさせていただきます。また、特別加入の脱退を希望された場合は、前払い済みの保険料等をご返金します。

口座振替月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
労災保険料	4・5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分
毎月労災保険料・ 協会費・委託手数料	2374円	1187円	1187円	1187円	1187円	1187円	1187円	1187円	1187円	1187円	1187円	1187円	1187円

- (2) 口座振替日は毎月6日です。なお、毎月15日に保険料等の領収書、並びに翌月口座振替金額のお知らせをお送りいたします。
- (3) 口座振替ができなかった場合は、別途納入方法と納入期日をお知らせいたします。
なお、所定の期日までにご納入いただけない場合は、労災保険の特別加入は脱退となり、労災保険の適用が受けられなくなります。
- (4) 年度途中に加入の方は、銀行への手続きの関係で加入月に2カ月の保険料と手数料をお支払いください。その後は、口座振替にて保険料を引き落としさせていただきます。

4. ご連絡・お問い合わせ先

一般社団法人 名北労働基準協会 建設自営業者組合

〒462-8575 名古屋市北区清水1-13-1

電話 (052) 962-0421・FAX (052) 955-6858